

令和4年8月22日

医学科学生 各位

医学科教務学生委員会  
委員長 中村 誠

電子カルテ端末でのレポート作成にかかる個人情報の取扱いについて（通知）

電子カルテの使用に関しまして、電子カルテ上のデータについては個人情報保護の観点からデータの取り出しが禁止されているところですが、アンケートを行った結果、一部の学生の間でレポート作成のためにデータの取り出し等が行われていることが判明いたしました。

今後留意いただきたいことについて下記のとおり通知いたしますので、電子カルテ端末を利用の際、必ず厳守して下さい。なお、学生が利用できる端末について数が不足している点については、今後端末の増設を検討しております。

記

- ・電子カルテの画面をスマートフォン等のカメラで撮影すること及び、スクリーンショットで画像保存をしないこと。
- ・電子カルテのデータを USB メモリやデータ取り出しサイト等を利用して取り出さないこと。（外部メモリが認識されないよう全ての端末に制限をかけています）
- ・今後レポート提出は印刷物での提出または BEEF にて提出すること。（提出方法は診療科からの指示に従うこと）
- ・個人情報の取り扱いになれた現場医師でもミスすることがあるので、個人情報を消したものであったとしても、原則的にインターネット経由のメールでは患者情報を取り扱わないこと。

以上